枚方市立磯島小学校

学校いじめ防止基本方針

令和３年４月

目次

第一章　いじめ防止に関する本校の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　２
１．基本理念
２．いじめの定義

第二章　未然防止　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　２
１．未然防止に向けた役割
（１）学校の役割
（２）児童の役割
（３）保護者の役割
（４）地域・関係機関の役割

２．互いを認め合い、助け合う集団づくり
（１）いじめについての共通理解
（２）いじめに向かわない態度・能力に育成
（３）いじめが生まれない背景と指導上の注意
（４）自己有用感や自己肯定感を育む
（５）児童自らがいじめについて学び、取り組む

３．人権を尊重し、豊かな心を育てる
（１）人権教育の充実
（２）道徳教育の充実

第三章　早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　６
１．基本的な考え
２．早期発見のための手立て

第四章　早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　７
１．いじめ対応の基本的な流れ
２．いじめ発見・通報を受けたときの対応
３．いじめられた児童又は保護者への支援
４．いじめた児童への指導又はその保護者への助言
５．いじめが起きた集団への働きかけ
６．ネット上のいじめへの対応

第五章　重大事態の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　９
１．調査を要する重大事態
２．重大事態の報告

第六章　組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１１
いじめ防止のための組織

第七章　具体的な取組計画
１．いじめ防止対策年間指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１２
２．取組状況の把握と検証

第一章　いじめ防止に関する本校の考え方

１．基本理念

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２．いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条では、『「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』となっている。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
・仲間はずれ，集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　等。

第二章　未然防止

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

１．未然防止に向けた役割

（１）学校の役割

・児童たちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努める。

・児童が主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、児童を指導・支援をしていく。

・いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努める。

・いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応する。

・校長のリーダーシップのもと、教員一人ひとりの危機意識を高め、いじめや体罰の未然防止に向けた研修や体制の整備に組織的に取り組む。

（２）児童の役割

・周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる児童やいじめを行ったと思われる児童に声をかけたりするなどし、周囲の大人にも積極的に相談する。

（３）保護者の役割

・児童のいじめを未然に防止するため、日頃から児童の話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切である。

・学校や地域の人々等、児童を見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要である。

・いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切である。

（４）地域・関係機関の役割

・地域は、児童の成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じるときには関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要である。

・児童たちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、児童が健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要がある。

２．互いを認め合い、助け合う集団づくり

（１）いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。

また、児童に対しても、児童集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、児童に対しては、いじめとは何か、何をすると人を傷つけることになるのか等、発達段階に応じて授業や学級活動を通して

指導をする。

（２）いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

（３）いじめが生まれない背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる必要がある。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、兄弟学級などの異学年交流の取組を通じて、「お世話される体験」と成長した後に「お世話する体験」の両方を経験することで、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲を培うように努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小中連携、小小連携などで適切に連携して取り組む。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

（５）児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（学級での班ノート・学級日誌、児童会での意見箱の設置など）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「自分には関係がない」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

しかし、いじめ撲滅のために熱心さのあまり学級担任や児童会担当の教職員主導で推進し、児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部児童会役員等が行う活動になる例もある。学級担任や児童会担当教職員は、全児童がいじめ問題の取組の意義を理解し主体的に参加できる活動になるように支援に徹することが大切であると考えなければならない。

３．人権を尊重し、豊かな心を育てる

（１）人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童たちに理解させることが大切である。そのため、児童たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく。

（２）道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になってくる。

児童たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱っていく。

第三章　早期発見

１．基本的な考え

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

２．早期発見のための手立て

（１）実態把握の方法として、定期的なアンケートは学期に一回実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどの活用や懇談などを通して、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。

定期的な教育相談としては、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制に整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室やハートホットルームの利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。日常の観察として、休み時間や放課後の会話の中などでの児童の間で日常行われている日記等を活用して、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。

（２）保護者と連携して児童を見守るためチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

（３）児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

（４）学校だよりや学年だより、個人懇談、ホームページ等を活用して、保健室や心の教育相談室などの相談体制を広く周知する。学期末に行われる人権全体会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

（５）教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、目的外に利用しないことや、安全に管理を行うなど、適切な取扱いを図っていくことが必要である。

第四章　早期対応

１．いじめ対応の基本的な流れ

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

２．いじめ発見・通報を受けたときの対応

（１）いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

（２）教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

（３）事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

（４）被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

（５）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

３．いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

４．いじめた児童への指導又はその保護者への助言

（１）速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

（２）事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

（３）いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

５．いじめが起きた集団への働きかけ

（１）いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

（２）いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や児童会まつり、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適

切に支援する。

６．ネット上のいじめへの対応

（１）ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

（２）書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

（３）また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第五章　重大事態の対応

１．調査を要する重大事態

いじめ防止対策推進法 第２８条 第１項 第１号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。

例えば、次のようなケースが想定される。

- 子どもたちが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第２号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間３０日間を目安としているが、日数だけではなく、子どもたちの状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、子どもたちや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応する必要がある。

２．重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

（１）学校を調査主体とした場合

市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、

当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

いじめ防止対策推進法 第２２条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。

これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

④ 調査結果を市教育委員会に報告

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会の指示の元、適切な対応に勤める。

（２）市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会の指示のもと、資料の提出、調査などを実施し、問題解決に協力して取り組む。

第六章　組織体制

いじめ防止のための組織

（１）名称

「いじめ対策委員会」

（２）構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主担者、生徒指導担当者、（人権教育主担者）養護教諭、（教育相談員）

（３）役割

① 学校いじめ防止基本方針の策定
② いじめの未然防止
③ いじめの対応
④ 教職員の資質向上のための校内研修
⑤年間計画の企画と実施
⑥年間計画進捗のチェック
⑦各取組の有効性の検証
⑧学校いじめ防止基本方針の見直し

（４）体制図

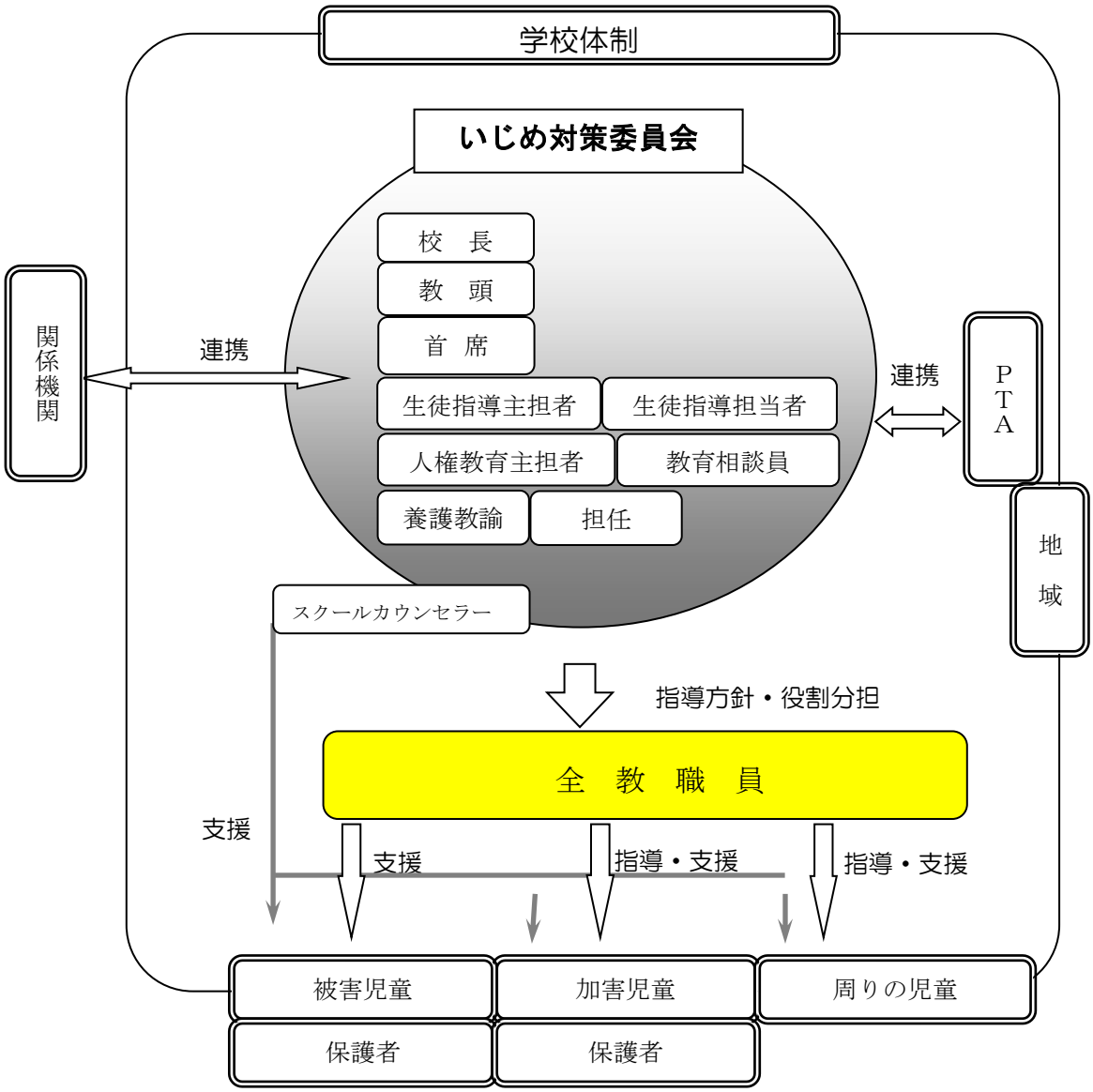

第七章　具体的な取組計画

１．いじめ防止対策年間指導計画

	教職員の取組	児童の活動	保護者・地域への活動
4月	・いじめ防止基本方針の検討 ・いじめ、体罰等に関する研修 ・児童進級に伴う引継ぎ ・学級懇談会 ・家庭訪問 ・支援学級懇談会	・入学式 ・１年生対面式 ・学級開き、 学級ルール作り ・地区児童会	・付き添い集団下校 ・「ストップいじめ」配付 ・地域、見守り隊挨拶 ・学校便りの配付 ・いそっ子クラブ
5月	・小中連携企画委員会 ・人権全体会 ・授業参観 ・支援学級授業参観・懇談会	・校外学習 ・４年ヤゴ採り ・２年校区探検 ・５年ｽﾎﾟｰﾂﾃｽﾄ ・児童集会 ・クラブ活動	・ＰＴＡ学年行事 ・学校便りの配付 ・地域会合 ・スタンプラリー ・いそっ子クラブ
6月	・オープンスクール ・いじめアンケート集計・検討 ・小中連携部会	・いじめアンケート ・３年合同音楽会 ・５年宿泊学習 ・児童集会 ・クラブ活動 ・スポーツフェスティバル	・ＰＴＡ学年行事 ・学校便りの配付 ・中学校地域教育協議会 ・校区パトロール ・いそっ子クラブ ・介護体験
7月	・小中連携企画委員会 ・個人懇談会 ・小中連携合同研修 ・小中連携合同部会 ・小中連携教科部会	・地区別プール開放 ・児童集会 ・クラブ活動	・ＰＴＡ学年行事 ・学校便りの配付 ・校区夏祭り ・校区パトロール ・いそっ子クラブ
8月	・小中連携合同研修		・学校便りの配付 ・校区パトロール ・いそっ子クラブ
9月	・小中連携企画委員会	・運動会 ・児童集会	・運動会招待 ・いそっ子クラブ
10月	・小中連携部会	・校外学習 ・６年修学旅行 ・児童集会 ・クラブ活動	・学校便りの配付 ・校区体育祭 ・いそっ子クラブ

11月	・小中連携企画委員会 ・小中連携研究授業 ・オープンスクール ・支援学級授業参観・懇談会 ・いじめアンケート集計・検討	・６年英語活動交流 ・クラブ見学会 ・児童集会 ・児童会祭り ・いじめアンケート ・クラブ活動	・学校便りの配付 ・学校で遊ぼう ・虹まつり ・地域防災訓練 ・いそっ子クラブ
12月	・個人懇談会 ・人権全体会	・児童集会 ・クラブ活動	・学校便りの配付 ・校区パトロール ・いそっ子クラブ
1月	・小中連携企画委員会 ・道徳授業参観	・児童集会 ・クラブ活動	・地域道徳授業参観招待 ・学校便りの配付 ・いそっ子クラブ ・保育体験
2月	・授業参観・懇談会 ・支援学級授業参観・懇談会 ・小中連携部会 ・いじめアンケート集計・検討	・いじめアンケート ・児童集会 ・クラブ活動	・学校便りの配付 ・いそっ子クラブ ・幼保交流
3月	・人権全体会	・お別れ会 ・卒業式 ・児童集会 ・見守り隊お礼	・卒業式招待 ・学校便りの配付 ・いそっ子クラブ

２．取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

いじめ対策委員会は 6 月、11 月、2 月の年 3 回いじめアンケートを行い、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいったケース・いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

枚方市子どもの笑顔守るコール（いじめ専用ホットライン）
児童・生徒に関するいじめの相談
０７２－８０９－７８６７ Fax０７２－８５１－２１８７
月～金の９時～１７時 （祝日・年末年始を除く）

枚方市子どもの育ち見守りセンター
子育て、親子関係友人関係のことなど、18 歳未満の子どもに関する様々な相談
０５０－７１０２－３２２１ 月～金の９時～１７時３０分
（祝日・年末年始を除く）

大阪府中央子ども家庭センター
子どもや家庭についての相談 ０７２－８２８－０１６１
月～金の９時～１７時４５分（祝日・年末年始を除く）